

用語解説

1 件数

診療報酬明細書等の枚数であり、保険医療機関等ごと、被保険者ごとに毎月1枚ずつ（入院、入院外別）計上されるものである。

2 日数

診療実日数である。

3 年間平均被保険者数

- (1) 市町村 令和3年3月から令和4年2月までの各月末における被保険者数の合計を12で除して得たものである。
- (2) 国保組合 令和3年4月から令和4年3月までの各月末における被保険者数の合計を12で除して得たものである。

4 受診率(被保険者100人当たり受診件数)

年間件数を年間平均被保険者数で除し100を乗じて得たものである。

5 1件当たり日数

年間日数を年間件数で除して得たものである。

6 1日当たり診療費

年間診療費を年間日数で除して得たものである。

7 1件当たり診療費

年間診療費を年間件数で除して得たものである。

8 1人当たり診療費

年間診療費を年間平均被保険者数で除して得たものである。

9 保険料(税)の所得割・資産割の算定基礎の記号(第8表)

(1) 所得割の算定基礎

- ① 昭和36年度から38年度までの間、市町村民税の所得割の課税方式として採用されていた、いわゆる「旧ただし書き方式」による場合。(地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の額に基づいて算定される。)
- ② 昭和36年度から38年度までの間、市町村民税の所得割の課税方式として採用されていた、いわゆる「本文方式」による場合。(地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林総所得金額の合計額から同項各号の規定による各種控除及び同条第2項の規定による控除をした後の額に基づいて算定される。)
- ③ 市町村民税の所得割額に基づいて算定している場合。
- ④ 市町村民税額又は都道府県民税額+市町村民税額の合計額に基づいて算定している場合。
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない場合。

(2) 資産割の算定基礎

- ① 固定資産税額である場合。
- ② 固定資産税額のうち土地・家屋に係る分である場合。
- ③ 上記①及び②のいずれにも該当しない場合。

10 地域差指数(附表第5)

地域差指数=実績給付費÷基準給付費(※)

(※)「基準給付費」とは、年齢階層別1人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の給付費をいう。

《参考》国民健康保険法による医療費の定義

